

現地報告 コートディヴォワールの国民和解フォーラム -- 「和解」の成果と今後の課題

著者	佐藤 章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	43
号	5
ページ	45-69
発行年	2002-05
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007898

コートディヴォワールの国民和解フォーラム

——「和解」の成果と今後の課題——

さとう あきら
佐藤 章

はじめに——コートディヴォワールにおける「和解」の文脈——

- I 「政治的和解」という課題
 - II ワタラをめぐる問題——「イヴォワリテ」——
 - III 移行期の政治的混乱——ワタラをめぐる問題の影——
 - IV フォーラムの開催状況
 - V バボ-ゲイ枢軸
 - VI ワタラ問題の持ち越し
 - VII PDCI の分裂の危機
- むすび——フォーラムが残した課題——

はじめに

——コートディヴォワールにおける「和解」の文脈——

1999年12月以来続いていた軍事政権に終止符を打つべく、民政移管のための最初の選挙として2000年10月24日に実施されたコートディヴォワール大統領選挙は、R・ゲイ (Robert Guéi) 軍事政権首班による選挙結果の捏造を引き金として、アビジャン市を中心とする大規模な騒乱を引き起こした。最初に実際の当選者であるイヴォワール人民戦線 (Front populaire ivoirien, 略称 FPI) のL・バボ (Laurent Gbagbo) 党首の支持者による抗議行動が開始され、同時に、選挙から排除されていた共和連合 (Rassemblement des Républicains, 略称 RDR) の支持者も、選挙の無効とやり直しを訴えて街頭に繰り出し、

ここから両党支持者間の抗争へと発展した。この不穏な空気の中、大衆居住区を中心として襲撃、略奪、リンチ、性的暴行事件が多発し、さらに収拾に乗り出した軍・憲兵隊の鎮圧行動によっても多数の死者が発生した。騒乱は3日間にわたって続き、政府の公式発表によれば171人の死者が発生した。とりわけ衝撃的だったのは、アビジャン西部のヨブゴン地区の町はずれで発見された57体の殺害された遺体——通称「ヨブゴンの死体の山」(Charnier de Yopougon) と呼ばれる——であった。

騒乱が収まったのち、国民の間では、「今のコートディヴォワールは私の知っているコートディヴォワールではない」、「コートディヴォワールは病んでいる」といった当惑が、党派を問わず盛んに口にされるようになった。この大騒乱は、1999年12月に発生した同国史上初めての軍事クーデターにつづいて、独立以来の政治的安定に対する国民の自負——コートディヴォワールはサハラ以南アフリカにおける政治的安定の代名詞であり、他のアフリカ諸国が経験したような残虐な事件とも無縁である、というものを根底から揺るがしたのだった。じっさい、これらの事件のみならず、1999年から2001年にかけて、ほかにもいくつかの暴力的事件が発生していた。この当惑すべき状況からの脱却のキ

ワードとして登場したのが「和解」(réconciliation)であった。

「和解」は、「一日にしてコートディヴォワールを揺るがした事件で何が起こったか語ってもらうための国民共同の場の設置」という、2000年10月の就任直後にバボ大統領が示した構想を出発点として、政権主導で進められた^(注1)。専門家委員会の答申を踏まえ、国民各層の代表者による演説(証言、分析、提言、批判、謝罪を内容とする)を集中的に行う聴聞会である「和解のための国民フォーラム」(Forum national pour la réconciliation, 以下「国民和解フォーラム」あるいは単に「フォーラム」とする)が、2001年10月から2カ月間にわたって開催されることとなった。

本稿では、国民和解フォーラム設置に至る背景をたどり、和解における問題の所在を明らかにし、このフォーラムが残した政治的意義を中心に分析してみたい。

I 「政治的和解」という課題

構想が具体化するまでのおよそ1年の間に、そもそも2000年10月の事件は突発的に発生したのではなく、コートディヴォワールが抱える複合的な危機が顕在化したものだということが、妥当にも広く認識されるようになっていた。国民和解フォーラムの議事運営の全権を握る「総裁団」(Directoire)が開会に当たり提示した「議題の指針」からは、主催者側が問題状況を的確に把握していたことがうかがえる(表1を参照)。ここではフォーラムで発言が期待されるテーマとして、政治的問題、ガバナンス、社会的文化的問題、治安の問題、移民政策と近隣諸国関係、国際社会におけるイメージの改善という6つの問題領域に分けて、多岐にわたる論点が盛り込まれている。総合すれば、ここに表示されているのは、国民生活における貧窮化、社

表1 総裁団が示したフォーラムでの議題の指針

1 政治的問題	1999年のクーデターとその将来への教訓；過去の状況；移行期；未来への提言；国民統合と四大政党党首(PDCI, FPI, RDR, UDPCI)の和解；民主主義の文化；選挙制度
2 ガバナンス	地域間格差；土地問題；財政；司法制度；国家の機能不全(無処罰, 不正, 腐敗, 行政運営)；失業対策；貧困撲滅
3 社会的文化的問題	アイデンティティに関する諸現象と社会集団；エスニック問題；宗教問題；イヴォワリテの問題；市民権の問題；学校・大学の危機；メディアの役割；伝統的首長制の地位と役割；若者の問題；社会における女性の役割
4 治安の問題	治安に関する状況の分析；治安維持への対策；国境の状況；身分証の管理；生命と財産の保全；市民と治安部隊の関係；人権の尊重；治安維持のための個人特定システム
5 移民政策と近隣諸国関係	人口問題と移民の管理；国民と在住外国人の共生；近隣諸国との和解
6 国際社会におけるコートディヴォワールのイメージの改善	国際協力；国際金融機関との関係(EU, 世銀, IMF, その他)；コートディヴォワールの外交

(出所) 2001年9月19日付け国民和解フォーラム総裁団第2コミュニケ。

会的差別や犯罪の増加による治安の悪化、これらを背景としたモラルの低下（土地紛争や学校での暴力事件など）、国家機構における腐敗、財政危機、司法や治安部隊の中立性の欠如、さらに1990年代半ばから激化した有力政治家・政党間の権力闘争などが絡み合った結果として、現在の危機が現出しているという認識である。

これらの課題のうち、最優先のものは有力政治家間の和解であった。総裁団の指針にいう、「1 政治的問題」の「国民統合と四大政党党首の和解」がそれである。「四大政治家」というのは、コートディヴォワールの四大政党のトップをそれぞれ務める、FPIの創設者であるバボ大統領（大統領就任時に党首の座を後任に譲ったが、現在も事実上のトップである）、コートディヴォワール民主党（Parti démocratique de Côte d'Ivoire, 略称 PDCI）党首であるH・K・ベディエ（Henri Konan Bédié）元大統領、コートディヴォワール民主平和同盟（Union pour la démocratie et la paix en Côte d'Ivoire, 略称 UDPCI）党首であるゲイ元軍事政権首班、RDR党首であるA・D・ワタラ（Alassane Dramane Ouattara）元首相のことである。

1990年代半ば以降今日に至るまで、コートディヴォワール政治はこの4人の権力闘争によって支配されてきた。この4人は相互の確執の結果、フォーラム開催前の時点で、じつにバボ以外の全員が事実上の亡命生活を送っているという異常な状態にあった。それぞれ政界復帰を望みながらも、相互に対立する非妥協的な要求を掲げており、対話の糸口がまったくつかめないまま膠着状態に陥っていたのである。彼らの闘争は、それ自体が社会的対立の種を播いたということと、問題解決のための政治的確な対応

を遅らせたという二重の意味で、この数年の危機の根源にある。この4人の政治家の「対話」（dialogue）ひいては「和解」こそが、国民和解フォーラムにもっとも期待されたことであった。この4人の確執の経緯についてやや立ち入って整理しておきたい。

II ワタラをめぐる問題

——「イヴォワリテ」——

1960年の独立以来33年間にわたって大統領の座に君臨してきたF・ウフエ＝ボワニ（Félix Houphouët-Boigny, PDCI党首でもあった）が、1993年12月に現職のまま死去したとき、当時国民議会議長であったベディエが、憲法の規定に従って自動的に（つまり選挙抜きで）大統領代行に就任した。代行期間は、前大統領の任期が終了する1995年10月までとされ、この満了時に大統領選挙が実施されることになっていた。ベディエは、来るべき選挙に備えて、就任直後から党内の引き締めを行い、当時ベディエが最大のライバルと見なしていたワタラ元首相の支持者を離党に追い込んだ。ワタラは、IMFや西アフリカ諸国銀行（Banque centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest, 略称 BCEAO, CFA フランの発券銀行）での要職を歴任してきたエコノミストで、構造調整計画の断行のために1990年にウフエによって招聘され、首相として辣腕を振るった人物であった。ベディエ政権誕生とともにワタラは首相を辞しIMFへ復帰したが、その後、PDCI離党者が結成したRDRの党首に就任し、大統領選挙へ向けた活動を開始した。

ワタラは植民地化以前に現在のコートディヴォワールの北部一帯に勢力を誇った王家の末裔

ということもあり、北部地域とこの地域の出身者を中心に根強い支持基盤を築いていた。しかしその当時、ワタラについては次のことが一般に知られていた。ワタラの家系は、植民地化以前から、現在のコートディヴォワール北部からブルキナファソにかけての地域にまたがって生活を営んできており、ワタラの父が現在のブルキナファソ領内に位置する村の伝統的首長を務めていたことがあったこと、また、ワタラ本人が、ブルキナファソ政府に対するアメリカ政府の給費留学生制度を使って留学したこと、ブルキナファソの指定ポストである BCEAO 副総裁を務めていたことがあること、ブルキナファソ国籍を取得していた時期があったらしいということ、などである。

選挙での苦戦が予想されたベディエは、こういった巷間ささやかれる経歴に着目し、ワタラの立候補そのものを阻止する戦略をとった。まず、1994年12月に選挙法を改定して大統領選挙での被選挙資格 (éligibilité) に次の3つの条件を盛り込んだ。第1に、本人が「生まれながらのイヴォワリアン」(ivoirien de naissance)——コートディヴォワールの領土で生まれ、生まれながらにコートディヴォワール国籍を有する者と定義される——であること、第2に、両親ともに「生まれながらのイヴォワリアン」であること、第3に、他国の国籍を有したことがないこと、である。ベディエ側はメディアを使って、「ワタラ本人は自分の出生地が中南部のディンボクロ (Dimbokro) であると称しているが、本当はブルキナファソ生まれではないのか」、「ワタラの両親も生まれながらのイヴォワリアンと称しているが、本当はブルキナファソ生まれではないのか」といったキャンペーンを展開した

(新選挙法制定当時の分析としては佐藤(1995)を参照のこと)。さらにベディエは、新選挙法を正当化すべく、「代々にわたって現在のコートディヴォワール領内に住んできた『真のイヴォワリアン』を中核としてこそ、強固なナショナル・アイデンティティに支えられた国民国家建設が可能になる」という主旨の政治理念を、「共和国の新しい社会契約」として提示し、盛んに宣伝した。この理念は、一般にイヴォワリテ (ivoirité) 論——イヴォワリテは「コートディヴォワール人であること」を意味する造語——と呼ばれている^(注2)。

言うまでもなく、新選挙法は市民権の行使に関して新しい規定を導入したものであった。コートディヴォワール国籍法 (民法の一部をなす) は、国籍取得に「出生時の国籍付与 (オリジナルの国籍)」、「結婚による国籍取得」、「帰化による国籍取得」の3形態を認めており、このうち帰化についてのみ、国籍取得後5~10年の公職と公選職への就職制限が定められていた (現行の規定でもある)。新選挙法は国籍法が定めるカテゴリーをさらに細分し、「出生時の国籍付与」を親の代まで遡って両親ともに満たす場合にのみ、大統領としての被選挙資格を与える決定であった。コートディヴォワールの歴史的现实を考えれば、この決定によって排除されるイヴォワリアンが少なからず存在することや、外国人に対する寛容な政策を旨としてきたウフェ期の政策慣行 (たとえば二重国籍法案や外国人投票権、外国人を含めた開墾者の土地利用権限など) に照らせば、これは間違いなく大胆な「ルールの変更」の試みであった。

新選挙法については、とりわけ国際社会から、排外主義的性格を持つものであるとする批判が

加えられたが、これに対して、新選挙法支持者は、「同様の国籍条項を定めている国は他にもたくさんあるのに、なぜコートディヴォワールだけが批判されなければならないのか」といった主旨の反論がなされてきた。しかし、問題にされたのは、個別の条文の静態的な妥当性ではなく、導入のコンテキストであった。国籍取得のあり方や市民権の行使に関して、それ以前にはほとんど議論がなかったし、いかなる意味において国家運営上の喫緊の要請であるのかも判然としなかった。それはあまりに唐突なものであり、政争目的以外で導入されたとはまず考えられなかったのである。かくして、ベディエ政権期（1999年12月まで）には、自らが正当な被選挙資格を持つことを主張したワタラの立候補申請、国籍証申請はことごとく「申請書類に疑わしいところがある」という理由で却下され続けた。

そもそもコートディヴォワールには、現在の領土内を祖地とする60あまりの部族——当地では一般に「エトニー」(ethnie) と呼ばれる——と、全人口の4分の1を占める巨大な外国人コミュニティ（そのほとんどが近隣諸国出身者）から形成される極めて多元的な社会が現出しており、宗教的にもキリスト教、イスラム教、土着信仰など多様である^(注3)。これを背景として、いわゆるトライバリズム（エトニーのシンボリズムを利用した政治的言動）やゼノフォビア（主に労働市場における外国人排除とスケープゴート化）は社会の底流を流れてきたと言えるが、社会秩序や政治的安定を危機に晒すような険悪な事件はまれであった。しかし、ベディエ期の反ワタラ・キャンペーンを引き金として、「北部対南部」、「ムスリム対クリスチャン」、「イヴォ

ワリアン対外国人」という単純化された対立表象が、急速に広まることとなった。それはワタラ支持派の言説としては、「ベディエ政権は、北部住民・出身者やムスリム（北部はムスリムが支配的である）を排除して、アカン系優遇体制の確立を目指している」というものであり^(注4)、反ワタラ派の言説としては、「北部人は、外国人を抱き込んでコートディヴォワールの侵略を狙っている」といったものが代表的である。ここで言われる「外国人」というのは、ワタラに付与された「ブルキナファソ人」というレッテルから派生した差別的表象であり、ブルキナファソをはじめとする北隣の国々（他にはマリ、ギニア、セネガル）の出身者が含意されていた。これはコートディヴォワールの外国人コミュニティの過半を占めるこれら北隣諸国出身者を「ワタラ支持者」と決めつけ、国民の嫌悪感をあおるヘイト・キャンペーンであった。

新選挙法制定当時から、国際プレスは「トライバリズム」、「排外主義」、「エスノナショナリズム」といった観点からこの問題に注目してきたが、このようななか1999年11月に南部沿岸部の都市タブー（Tabou）で発生した住民襲撃事件は、コートディヴォワールにおける「社会的亀裂」という評価を決定的なものとした。これはブルキナファソ系の入植者の村が在来住民によって焼き討ちされ、多数の死者を出すという事件で、これをきっかけに数多くのブルキナファソ人が本国に帰還した。この事件にはローカルな土地争いという固有の背景があるのだが、選挙法改定以来の排外主義的言説の流通からタブー事件に至る流れが、世界各地のエスニック対立事例に共通してみられる「預言の自己実現」(self-fulfilling prophecy)のプロセスとし

て解釈され、懸念をもって受け止められたのは不可避のことであった^(注5)。

III 移行期の政治的混乱

—ワタラをめぐる問題の影—

ベディエ政権は、1999年12月23日に発生した手当未払いに抗議する一部兵士による反乱の收拾に失敗してあっけなく崩壊してしまう。反乱兵から権限を委譲されたゲイが軍事政権を樹立し、ベディエは国外に逃亡した。ここからベディエの亡命生活が始まる^(注6)。

ゲイが首班を務める救国委員会 (Comité national de salut public, 略称 CNSP) は、挙国一致内閣の設立を呼びかけたが、PDCI が党首不在を理由に参加を拒否したため、CNSP, FPI, RDR を中心として移行期の初代内閣が発足した^(注7)。ベディエの失脚と政権参加がワタラ側に好機になるかと思われたのも束の間、ワタラ復権に固執する RDR と、それを望まない他の政治勢力との対立が激化し、2000年5月の内閣改造で RDR の閣僚が全員更迭されるに至った。移行期政権におけるワタラ=RDR 排除の流れが決定づけられたのである。RDR を排除して進められた憲法起草作業によって、ベディエが選挙法に盛り込んだ「2世代にわたるイヴォワリアン」という被選挙資格は憲法的一条項へと「昇格」された。この条項を含む第二共和制憲法は、2000年7月23日に国民投票にかけられ、投票率56%、賛成86%で承認され、8月1日に公布された^(注8)。

PDCI 公認候補として大統領選への出馬を狙ったゲイ軍事政権首班は、PDCI にこれを拒否されたことで、その報復として最高裁に圧力を

かけ、PDCI からの大統領選へのすべての立候補申請を却下させた。また、ワタラの立候補申請も、ベディエ期同様「申請書類に疑わしいところあり」という理由で却下された。PDCI と RDR の二大政党が排除された2000年10月の大統領選挙は、ゲイとバボの事実上の一騎打ちとなった。この選挙でゲイは、開票後まもなく自らの敗北が明らかになると、選挙管理委員会を解散させ、捏造した選挙結果をもとに勝利宣言を行うという暴挙に出た。しかし、ゲイのこの策謀は国内外からの激しい非難と大騒乱を前にして失敗する。ゲイは行方をくらまし、活動を再開した選管が10月26日にバボ当選を発表し、ここにバボを初代大統領とする第二共和制が発足した。

バボは挙国一致内閣の組織を呼びかけたが、RDR は国民議会選挙後に再検討するとの理由でこれを拒否したため、FPI と PDCI を中心とする暫定内閣が発足した。しかし、12月に予定された国民議会選挙へのワタラの立候補申請もまた却下されてしまう。ワタラは自国を離れ、ベディエと同様パリでの退避生活を開始した。

ワタラの申請却下を不服とする RDR の抗議行動が治安部隊によって厳しく鎮圧されるという事件が12月4～5日に発生し、およそ50人の死者を出した。態度を硬化させた RDR は国民議会選挙をボイコットし、予定された投票日には、RDR 支持地域を中心に、全国 174 選挙区のうち24選挙区で混乱のため選挙が実施されないという事態になった。憲法が定める移行期期限を目前に控えて^(注9)、政権は説得をあきらめ RDR 不参加のままやり直し選挙を強行した。選挙結果を受けて、PDCI, FPI を中心とする

第二次内閣が発足した^(注10)。

大統領選挙から国民議会選挙に至る時期に、RDR は、度重なる政治暴力事件の焦点となっていた。まず、2000年9月に発生したゲイ軍事政権首班の暗殺未遂事件への関与を問われ、RDR 系と目されていた軍の高官2名が逮捕されており、2000年10月の大統領選挙後の騒乱でも、前述のとおり、選挙無効を訴える RDR 党員の街頭行動がバボが率いるイヴォワール人民戦線の党員との抗争へと発展した。さらに、ヨブゴン事件に関しても当初から「RDR 支持者と見なされた北部出身者」に対する憲兵隊の略式裁判による殺害だとする解釈が広まった。そして、前述の2000年12月の弾圧事件があった。

さらに、2001年1月7日に発生した一部兵士による放送局占拠事件（一般にクーデター未遂事件と位置づけられている）についても、当初から、RDR の指示のもとに遂行されたとする憶測が広まった。これらの諸事件の真相は究明されておらず、とくにゲイ暗殺未遂事件、ヨブゴン事件、2001年1月のクーデター未遂事件に関しては、政治的党派によって見解がまったく異なっている。いずれにせよはっきりしていることは、RDR の関与がとりざたされることで、「RDR=破壊活動を行う政党、問題を引き起こす政党」というイメージが RDR を支持しない層に共有されるようになったことである。これは RDR を徹底抗戦主義という隘路に追い込む一因となった。

このようにベディエ期以降の政治対立と、それに付随して起こった暴力的事件には、常に「ワタラをめぐる問題」が影を落としている。また、1999年11月のタブー事件ばかりでなく、

経済首都アビジャンの大衆居住区において外国系住民に対する暴行事件が頻発していることが、大統領選挙から国民議会選挙にかけての時期に盛んに伝えられた。こういったコミュニティレベルでの紛争の背景には、前述したような経済危機による若年層の失業と貧窮化がある。さらにこういった政治的社会的な緊張の中で、ムスリム諸組織の発言が目立つようになっている。ムスリム諸組織は、反ワタラ運動が激化するのと軌を一にして、「ワタラ=北部人=ムスリム」という関連づけによって、ムスリムに対する社会的政治的な差別を助長する風潮が生じていることに繰り返し懸念を表明している。

ワタラをめぐる問題は、今日のコートディヴォワールが直面する諸問題の象徴といっても過言ではない。それはもはや権力闘争の水準を超えて、国民のあるべき定義という問題、コートディヴォワールの国民国家建設史をどう評価するかという問題、国籍と市民権の関係といった問題、社会的な差別の問題に発展している。フォーラム総裁団が示した指針には、アイデンティティと市民権にかかわる議題が数多く含まれており、それらは具体的には、「3 社会的文化的問題」における、「アイデンティティに関する諸現象と社会集団、エスニック問題、宗教問題、イヴォワリテの問題、市民権の問題」、「4 治安の問題」における「身分証の管理、治安維持のための個人特定システム」、ならびに「5 移民政策と近隣諸国関係」における「人口問題と移民の管理」などであるが、これらはすべて、「ワタラをめぐる問題」を契機として浮上した問題だと言ってよい。ワタラの復権に対するいかなる判断も、これらの論点に対する評価を必然的に伴うのであり、そのことが

ワトラ問題をこじれさせてきたのであった。

ちなみに、大統領選挙後から行方をくらましていたゲイは、同国西部の自らの生地であるグエセソ (Guessesso) に腹心の軍人で警備を固めた私領 (一般にゲイ・ランドと呼ばれる) を築き、軍事政権期と大統領選挙時の責任の追及を逃れて立て籠もった。事実上の亡命生活といってよい^(注11)。他方、PDCI を離党して無所属の立場で国民議会選挙に当選したゲイ支持派の議員は2001年1月に UDPCI を旗揚げし、潜伏生活を続けるゲイを党首として戴いた。UDPCI は、国民議会の少数与党となった FPI と連立を組むことに成功した。これによりゲイは政権への一定の影響力を確保し、政界復帰のタイミングを探るようになった。

IV フォーラムの開催状況

さて、以上の背景を受けて政権主導で計画されたのが国民和解フォーラムであった。当初、2001年7月9日に開会されるはずだった本会議は、政党間の意見調整や総裁団議長の人選の難航のために延期され、ようやく8月13日になって、フォーラム総裁団の議長に S・E・ジャラ (Seydou Elimane Diarra) 元首相の就任が決まった。ジャラ議長は1933年生まれの68歳で、農業省の技官としてキャリアを開始し、いわゆる「1963年の陰謀」^(注12)で逮捕されたものの復権し、駐 EC 大使、駐イギリス大使などを歴任、80年代半ばから実業界入りし、コートディヴォワール商工会議所会頭も務めた。外交官・実業家として評価される調整型の人材であり、軍事政権期には国際社会からの好感度が高いということのひとつの理由として計画相・首相に抜擢され

た。フォーラム議長への指名も、ジャラの調整型としてのパーソナリティが決め手になったと言える。また、ジャラは北部の出身であったので、フォーラム参加に難色を示していた RDR への配慮を演出したいバボにとって好都合だったと言える。表だった敵が少ないジャラ議長の登用は、フォーラムの円滑な開催のひとつの背景になった。

総裁団は2001年9月7日に大統領から任命状の交付を受け、正式の活動を開始した。総裁団は、複数の小委員会や顧問団、賢人会議 (いずれも総裁団のためのアドホックな組織) などの補佐のもとに、参加者の人選、議題の設定、議事進行規則の制定、大統領に提出される最終報告書の作成、ロジスティクス等のすべてに責任を持つ機構であった。

総裁団によって、国民和解フォーラムは、(1)国内外から総勢700人の代議員を集めて本会議を開催すること、(2)本会議は代議員が順に登壇し発言する「聴聞」(audition)によって構成されること、(3)本会議は2001年10月9日の開会式で始まり、以後原則として、月曜から木曜の午前と午後、金曜の午前(金曜の午後はムスリムのモスク礼拝時間であるため)を使って、2001年12月10日まで行われるといった事項が発表された。

会場は開会式と閉会式および四大政治家の登壇の場合のみ、アビジャン市内最大のホテル (Hôtel Ivoire) の大会議場を使用し、それ以外は国営施設である文化殿堂 (Palais de Culture) が使用された。予算は、会場賃貸料、テレビ・ラジオでの中継費用、警備費、事務局人件費、活動費 (旅費・資料作成費) などで総額8億 CFA フラン (約1億3000万円) 程度であった。

一部の非公式会合を除き、聴聞はテレビ・ラジオで生中継され、演説についてはインターネットのホームページ (<http://www.reconciliationnationale.org>) に全文が掲載された。

国民和解フォーラムは、2001年10月9日にガーナ、マリ両国大統領、OAU 議長、フランス協力相などの臨席のもとに開会された。翌日から総会が開始され、11月6日の総会終了までに百数十人が登壇し、実に多様な意見が公にされた。開催時点では実現が危ぶまれていた四大政治家の登壇だが、まずベディエ元大統領が10月15日に22カ月ぶりの帰国を果たして、11月13日の「大聴聞会」に登壇し、イヴォワリテ論の正当化と、自らの政策がコートディヴォワールの開発に果たした役割を強調した。同日バボも演説し、あらかじめ総裁団から示された14項目の質問状に則って、自らの生い立ちから、和解における諸問題についての自説を開陳した。その後11月28日にはゲイが登壇を果たし、クーデター、軍事政権期の人権侵害に関する自らの「潔白」を弁論した。そして11月30日にはワタラが1年ぶりの帰国を果たし、翌12月1日に演説を果たした。ワタラは、携えたいくつかの文書とともに、自らが憲法の被選挙資格を満たしていることを主張した。4人が一堂に会する機会がなかったが、登壇が実現したことは大きな成功であった。

日程は若干ずれ込み、総裁団は12月13日に全14箇条からなる提言を含む最終報告書をバボ大統領に手渡した。総裁団の報告書でもっとも重要なものは、バボ大統領への答申に当たる、全14条からなる「勧告決議」(Résolutions)であった(勧告決議全文を付録として訳出した)。14条はそれぞれ、憲法問題、治安の回復、司法改革、

ワタラの国籍問題、国民生活の改善、土地問題、学校の荒廃、移民問題、クーデターの非難、犯罪の真相究明、挙国一致内閣の発足、全国民に対する「赦し」のアピール、三権の長の地位、国民の一体性の再確立に当てられており、それぞれフォーラムでの聴聞を踏まえた現状分析(各条冒頭にある箇条書きにされた部分。ここでは各条前文とよぶ)と、それにのっとっての総裁団による「勧告」から構成されている。むろんフォーラムは大統領の諮問機関であり、現政権による対応の可否が提言上の制約になっていることは疑えない。しかし、主要政治勢力が参加し、国内各層が総じて前向きに参加したこのフォーラムでの発言を踏まえて作成された文書であるということは重視してよい。総裁団の勧告決議は、今後の政権の具体的な取り組みに方針を与える包括的な政策提言文書として注目される。とりわけ、治安部隊改革、司法改革、国民生活の保護策、土地問題、学校問題、移民・国民の身分証明システムの整備などは、コートディヴォワールが直面する問題の核心をついている。

これを受けて12月18日に閉会式が執り行われ、バボは総裁団の勧告決議を尊重する姿勢を示し、さらに四大政治家の対話継続を公約した。閉会式には、ワタラ、ゲイがそれぞれ夫人を伴って参加し、閉会式終了後には、バボ夫妻と6人で和気あいあいと写真に収まっていた。この3人の政治家の過去の確執を思うと、この光景に多幸症的なところがあったのは否めないが、和解をアピールするパフォーマンスがそれぞれの支持者の不安を慰撫したことは間違いないだろう。かくしてフォーラムは閉会した。

V バボ - ゲイ 枢軸

さて、四大政治家の対話再開の糸口をつかんだという点で、フォーラムは極めて重要な政治的イベントとなった。同時に、このフォーラムによって明瞭になったことは、四大政治家の力関係に変化が兆していることである。それは率直に言えば、現体制の政治的優位、バボによるゲイとワタラの懐柔、そしてベディエの政治的権威の低下である。このことを総裁団勧告とバボ大統領のフォーラムでの諸演説から分析してみたい。

勧告はまず決議第1条において、バボ政権の正統性を高らかに宣言している。ここでは、現行憲法の妥当性とそれに基づくすべての選挙結果の受諾が勧告されている。これは、今後の和解論議に当たっては、現政権の正統性を根本的な前提条件とすべしという提言に他ならない。ここでは当然、選挙のやり直しというワタラ=RDR側の要求が却下されるべきだということが提言されている。同時にこの勧告決議第1条は、はからずも第二共和制が抱える原理的な難問を明るみに出している。それは第二共和制の正統性を確立するには、それを生み出してきた移行過程も正当化しなければならず、それはさらに遡って、軍事クーデターによって合法政権が崩壊したこと、つまりクーデターが有効であったということの追認もが必要となるということである。つまり第二共和制は、新憲法に謳う民主主義と法の支配という原理的基盤と同時に、その基盤と違背するクーデターという違法行為を歴史的起源として抱えているのである^(注13)。

追認行為に必要なものはクーデターの位置づ

けである。勧告はこの点に関しても明確な態度を示している。総裁団の勧告には1999年12月のクーデターに対する非難は一言もない。たしかに勧告決議第9条に「クーデターの非難」という項目がある。この項目を見て、「1999年12月のクーデター」という個別のクーデターについて、「国民の名において」何らかの定義付けがなされるものと身構えるのが自然であろう。しかし、同項においては、主権在民と法治国家の尊重という政治原理が教科書的に強調され、それを根拠にしてそれ以外の手段による権力の篡奪を批判するということが述べられているのみである。勧告も、クーデター一般に対する非難、主権在民、文民統制、共和国原理の尊重という事柄が述べられているだけである。

「1999年12月のクーデター」に関する沈黙は、勧告決議第13条の「共和国大統領および三権の長の身分について」とセットになっている。一見して国民和解との関係が分かりづらいこの項目は、実は極めて重要な意味を持っている。そもそもフォーラム開催に当たって、ゲイの身分をどのように定義するかが重要な焦点であった。ゲイの身分の問題は、軍事クーデターと軍事政権を公式にどのように定義するかという問題に他ならない。フォーラムのすべての参加者は、あらかじめ総裁団が示した分類項目にしたがって、その代表性が定められていた。これは四大政治家も例外ではなく、バボは「現職大統領」という資格に基づいて演説したし、ベディエは「元大統領」、ワタラは「元首相」であった。彼らは、総裁団が示した分類項目のうち「共和国大統領および三権の長の現職・元職」に分類される^(注14)。つまり、大統領、首相、国民議会議長、最高裁長官がこれに該当する。ゲイは、フ

フォーラム参加に当たって「元大統領」という資格での登壇を強く望んでいた。とはいえ、ゲイの正式な肩書きが「大統領」であるということは、国際社会において見解が一致していない。また、ベディエ=PDCIにとっては、ゲイは不法行為による権力の篡奪者に過ぎず、国民の信任にも憲法の規定にもよらず「国家元首」を僭称した者を大統領と呼ぶことを承服していない。

しかし、現政権はゲイをあくまで「元国家元首」として遇することを決めた。このことは、フォーラムでのバボ演説でも明確に語られた。それによれば、バボとワタラが2001年3月にエヤデマ・トーゴ国家元首の仲介によりロメで会談した際に、「ゲイに元国家元首という称号を与えること」で両者が合意したというのである。かくして、ゲイは「元国家元首」という資格で登壇した。勧告が具体化されれば（それは確実であろうが）、ゲイは、元国家元首として、国庫から年金やその他の恩典を授与されることになろう。ゲイは自らの身分の保障——すなわち、過去の事件に関する免責——を勝ち得たのである。いわば四大政治家のうちゲイだけが「満額回答」を得たとも言えるだろう。

この決定には、バボとゲイの間に築かれつつある協調関係が背景にある。現に少数与党であるFPIはゲイの政党であるUDPCIと連立与党を形成しているし、治安部隊統制が喫緊の政策課題であるバボにとっては、人気は衰えたりとはいえいまなお軍に対する一定の影響力を振るうゲイの懐柔は望ましいことであった。また、ロメ会談でのバボとワタラの密約は、この当時からベディエ外しが工作されていたことを意味している。

VI ワタラ問題の持ち越し

では、ワタラは何を得ただろう。言うまでもなくもっとも重要なのは、勧告決議第4条「アラサン・ドラマン・ワタラ氏の国籍について」である。フォーラム総裁団は、同決議前文において、ワタラの国籍をめぐる問題が政治的社会的対立の中心をなしてきたという認識と、この問題に関して最終的な結論を出すべきであるという認識とを示した上で、ワタラへの国籍証交付を勧告している。自らが要求してきた主張を盛り込んだ勧告が、独立の条項として作成されたことはワタラ側にとっては前進だと言えるよう。

しかし、これはあくまで勧告に過ぎず、ワタラの国籍証交付の問題は司法当局の決定に委ねられることになる。同勧告についてバボ大統領は、閉会式の演説において「まったくその通りである」というコメントを残したが、このコメントの意味するところは両義的である。この機会に限らずバボは様々な演説において、「私が司法当局に指示を出すことは職務上あり得ない」という表現を好んで用いている。これはバボによれば三権分立＝法治主義を尊重した発言だということになるが、司法的な決定に対する政治責任を問われるような言質を与えない巧みな定型句である。閉会式での「その通りである」というコメントもこれと同様のレトリックであろう。仮に司法当局が、あらたに提出された証拠書類をもとにワタラの国籍証申請を審査し、再び「不可」の決定を行ったとしても、バボはそれをそのものとして受諾するのみであろう。したがって、ワタラはまだ実質的な成果を

勝ち得てはいない。

仮にワタラに国籍証が交付された場合のことも考えておきたい。国籍証が交付されたからといって、ワタラの大統領選挙への出馬が自動的に可能になるわけではない。国籍証の発行によって明確になるのは、ワタラが現在間違いなくコートディヴォワール国籍を所有しているということのみである。両親が「生まれながらのイヴォワリアン」であるかどうかという問題と、ブルキナファソ国籍取得の有無という問題は明確になっていないのである。バボ大統領自身は自らのフォーラム演説で、外国籍取得経験者の出馬を禁ずる現行憲法第35条の規定について、「これはワタラのケースを想定してのことだ」と明言し、大きな議論を呼んだ。バボ発言の主旨は、かつて他国の国籍を取得していた経歴のある人物一般（ワタラはそのモデルケース）を対象にして、そのような経歴がある者は大統領になるべきではないということである。もちろんこの発言も両義的なもので、もしワタラがブルキナファソ国籍を取得したことがないと司法当局によって認知されたならば、ワタラの大統領選挙への立候補は可能だということを言外に匂わせている。いずれにしろワタラは、被選挙資格を勝ち得るためには、従前通り、「両親ともに生まれながらのイヴォワリアンであること」と「ブルキナファソ国籍を取得していたことがない」ということを証明せねばならない。この問題は解決までしばらくかかるだろう。

とはいえ、バボ政権としては、政権の安定性を確保するためにも、ワタラ=RDRの完全な周辺化は望んでいないはずである。RDRの北部の支持基盤はかなり強固なものであるし、ワタラ問題の社会的な影響も考慮しなければなら

ない。また、RDRを武力闘争に追い込むようなことにでもなれば、それは逆にバボを、国際社会が嫌悪するところの武力弾圧に追い込みかねない。ドナー諸国との和解の糸口をつかみかけているバボ政権にとって、それは避けねばならない選択である。バボはフォーラムでの演説で、ウフエ政権期の鎮圧事件を引き合いに出し、「共和国に危機をもたらす反乱が起こった場合、私は迷わず鎮圧命令を出す」と前置きし、「法を曲げなければ実現できないような政治的要求を掲げるのは止めて欲しい。私の権限は法によって定められており、政治的決定のために越権行為を行うことはできないからだ」と呼びかけた。「法を曲げて……」という件は、ワタラ復権の一方策としてRDRが主張する憲法改正要求を指しており、これはRDRに対するアピールである。これもまた法治主義を盾にとって政治的譲歩を拒む（あるいは恫喝する）バボの常套的な言説であるが、ここには同時にRDRに対する怯えも読みとるべきだろう。バボはフォーラムへのRDR参加を実現させるために、開会式直前に、RDRが要求してきた幹部の仮釈放を認めさせたし、開会式の演説ではこのことにことさらに言及し、さらに、RDRに対して挙国一致内閣に参加するよう呼びかけた。同様の呼びかけは閉会式の演説でも繰り返された。バボがワタラとの関係改善の可能性を模索しているのは明白である。ワタラ=RDRの動向は、引き続き政局の焦点となろう。

VII PDCIの分裂の危機

このようなゲイとの協調、ワタラの懐柔というバボの政治戦略は、ベディエの地位の低下に

よって可能となったと言える。そもそもベディエが国民和解フォーラムにいち早く参加を表明したことの背景には、彼のPDCI内での地位の低下がある。ベディエ不在時のPDCIは、L・D・フォロゴ (Laurent Dona Fologo) 幹事長を党首代行として党運営をしてきたが、フォロゴ自身が正式の党首となることを望むようになり、PDCIにおけるフォロゴ派とベディエ派の対立が日々明らかになりつつある。政界復帰を狙うベディエはこのまま亡命生活を続けられれば、党内での影響力を喪失する危険が高まっていたのである。加えて年齢の問題がある。ベディエは1934年生まれの67歳である。第二共和制憲法では大統領候補者の年齢の上限を75歳と定めたので、2005年の選挙がベディエにとって大統領選挙への最後のチャンスとなる(2010年には76歳を迎える)。一刻も早く帰国して支持基盤を再確立しないことには完全な失脚を待つばかりであった。

このことはPDCIという党の弱体化をも意味している。ウフエの死後PDCIは着実に求心力を低下させてきた。まず1994年5月のワタラ派議員の離党とRDR結成、移行期の大統領候補の一本化の失敗、ゲイ派議員の離党(のちのUDPCIの母体)、そして、現在のフォロゴ派とベディエ派の対立、さらに小規模ながら若手改革派の台頭もある。バボ大統領はPDCIに対してさしたる脅威を抱いているようには見えない。フォーラムの勧告においても、1999年12月のクーデターの断罪というPDCIの要求が事実上の「ゼロ回答」だったことは注目してよい。PDCIも、ベディエ党首の復権に関して展望が不透明な段階から、歴代の挙国一致内閣に参加しており、それぞれの閣僚が活発な活動を

行っている。ベディエ排除がもたらしうる政治的危険は、他の2人(ゲイ、ワタラ)ほど大きくはないはずである。2002年3月に予定されている党大会に向けて、PDCI党内の緊張は激化するであろう。いずれにしろ、同党が結党56年目にして深刻な危機を迎えていることは明白である。

フォーラム閉会から1カ月後の2002年1月中旬に、ゲイとの公式の場での同席を拒み続けていたベディエは、ついにゲイとバボとの三者会談に臨んだ。これに続いて、2002年1月22~23日には、首都ヤムスクロ (Yamoussoukro) において、ついに「四大政治家会談」が実現した。バボ、ゲイ、ベディエ、ワタラの4人が一枚の写真に収まる姿は、コートディヴォワールの政治対立が新段階に入りつつあることを予感させる。現在に至るまで4人の会談内容は明らかにされておらず、様々な憶測を呼んでいるのであるが、こういった対話の開始によって、政治的緊張が若干緩和しつつあることは明らかである。

む す び

——フォーラムが残した課題——

さて、国内外からの注視のもとに無事全日程を終了した国民和解フォーラムは、政治的対話の再開と、勧告決議案という包括的な政策提言文書を得たことを大きな成果として残した。フォーラムの成功が確実となった2001年11月末以降、ドナー諸国も相次いで開発援助の本格再開の意向を明らかにした。フォーラムは国際社会の信頼回復に向けた大きな一歩となった。

本稿を終えるに当たって、今後の和解の課題について展望を述べておきたい。そもそも、フ

フォーラム開催に先立って、いかなる政治勢力も「和解」の具体的なビジョンを示していなかった。バボ大統領自身も「コートディヴォワールの病いの快癒を願う者が自由に発言すればよい」というスタンスを示したのみで、「健康なコートディヴォワール」が質的にどういう姿であるのかは明らかにされなかった。また、PDCIは「ベディエの復権、クーデターの断罪」、RDRは「ワタラの政治的市民的権利の回復」をそれぞれ最優先の目標として掲げ、その観点から「このフォーラムは自分たちが考える『和解』とは違う」と批判してきた。しかしこれら両党にしても、党利党略を超えたところで、どのような「和解」像を描いているのかは決して明確にされていなかった。

もちろん、世界各地での同種の事例を参照すれば、和解プロセスというものは、まずは見えない和解の具体像を手探りで模索するところから開始されるものである。コートディヴォワールの政治家のビジョンの欠如を一概に責めることはできない。和解プロセスは継続的な取り組みが求められる息の長いものであり、コートディヴォワールにおいても、国民和解フォーラムはあくまでひとつのイベントに過ぎないからである。幸いコートディヴォワールの場合、政治家の対話の開始と国際社会との関係改善という点でさしあたりの成果を上げたことによって、和解のための次の課題を明確化することができたように思われる。ひとくちに言えばそれは勧告の具体化である。勧告のうち、国家側の迅速な対応が望まれるものは、制度改革に関するもの（具体的には第2条での治安部隊改革、第3条での司法改革、第6条での土地問題、第7条での学校、第8条での移民管理）であるが、このうち

治安部隊と司法当局の問題に関して早くもあわただしい動きが見られる。2002年度予算の実施計画において、治安部隊や司法当局の給与引き上げが決定されたが、この上げ幅を不服とする警察官が盛んな抗議行動を行い、司法職員もストライキを計画している。勧告における各論の実施が必ずしも容易でないことをまざまざと見せつけた格好であるが、和解の問題の一部は、制度改革の実施局面に移行していると言えよう。

勧告の中でも、長期的な観点から最も重要なものは、勧告決議第12条に謳われた倫理的な問題である。同条前文はこう論理を展開する。「犯罪行為の被害者は、自らが被った損害の補償を求める正当な権利を持つ」……「他方、首謀者・共謀者の追及と処罰ならびに犠牲者に対する補償は間違いなく正当な営為であるが、同時にこの営為は、不和を我が国の次世代に引き継ぐ性格をも持つものであり、すべての国民が望む国民和解を妨げうるものでもある」、そして、「赦しとは、被疑者特定可能な犯罪行為に対する私的報復、公的な処罰、補償の要求を放棄することに他ならない」。すなわち、処罰と補償という「正当な権利」の放棄こそが、国民和解を実現するための「赦し」なのだという。この勧告はあきらかに個々人の倫理的態度に向けられており、その意味で、和解の究極的な水準は個々人の意識にあると言えるだろう。

この「赦し」の実現に向けてバボはすでにいくつもの施策を行っている。バボ大統領は、就任早々に「国民服喪式」(deuil national)を行ったし、さらにフォーラムでは、2000年から2001年にかけての諸事件の犠牲者303人を共和国の「殉死者たち」(martyrs)と呼び、遺児たちに対する奨学金の支給、「殉死者」記念碑の建設

なども実現した(2002年年頭に除幕式があった)。すなわち、バボは、「国民」あるいは「共和国」の名において、人権侵害事例の犠牲者を「聖別」し、犠牲者の遺族が、犯罪者を赦すことによって、まさに「国民」と「共和国」の名において倫理的な勝利者となるという論理を構築しようと試みているのである。

とはいえ、こういったバボの対応は必ずしも万人に受諾されうるものではないだろう。「国民」、「共和国」のいずれを参照するにせよ、こういった意味での「和解」とは、公共の名の下に遺恨を放棄せよという勧告となる。被害者が補償を放棄することによって、公共性が守られるという論理である。しかし、こういった「赦し」の成否は、公共性というものに対する個々人の信念のあり方に依存していると言える。この信念が存在していない状況では、こういったバボの試みは「公定の記憶の場への上からの一方的な回収」に過ぎず、そこには、この勧告に応じない態度を「反共和国的」、「反国民的」としてスティグマ化する論理が内包されているとも言える。したがって、「赦し」という課題は、公共性の再確立と表裏一体をなしており、共和国秩序の日々の維持、再生産にビルトインされた課題として、まさしく永続的な取り組みが必要となるのであろう。コートディヴォワールにおける「和解」はまだ端緒についたばかりである。

【付記】本稿脱稿後の状況を2点だけ付記する。2002年1月22～23日の「四大政治家」会談の共同声明は、2月19日にようやく公表された。共同声明では、国民和解フォーラムでの総裁団勧告各条の具体化が必要であることを四大政治家が一致して確認した(挙国一致内閣の組織に関してのみ、

RDRが留保した)。また、追加論点として、選挙管理委員会の組織・運営、政党助成金制度の運用、すべての投票所所有権者の投票権が保証されるべきこと、国民身分証改訂問題、国営・民間メディアの倫理、第二共和制の正統性などに関する問題点と今後の課題が盛り込まれた。これは、現政権主導イベントであった国民和解フォーラムの成果が、具体的な論点を付加した上で、主要政党間の政治協約として承認されたことを意味している。PDCIの党大会は、延期の末に2002年4月に開催された。焦点となっていた党首選は4月7日に行われ、ベディエが84%の得票により再選を果たした。対立するフォロゴ前幹事長陣営は不正選挙を主張しており、党内対立が継続することは避けられない情勢である。

(注1) バボ構想が示されたのは、大統領就任宣誓から4日後の2000年10月30日であった。2000年11月20日には、最初の具体策として、国民和解のための調停委員会(Comité de médiation pour la réconciliation nationale, 略称CMRN)という23人の委員からなる専門家委員会が発足した。

(注2) 「イヴォワリテ」キャンペーンには数多くの大学人が動員された。まず、1996年3月には、「アンリ・コナン・ベディエ大統領の政治思想と実践の追究と普及のための大学人組織」(Cellule Universitaire de Recherche et de Diffusion des Idées et Actions Politiques du Président Henri Konan Bédié, 略称CURDIPHE)が、「イヴォワリテ: アンリ・コナン・ベディエ大統領の新しい社会契約の精神」と題するセミナーを開催し、議事録も刊行された[Revue de la CURDIPHE 1996]。このセミナーに参加した大学人は、1999年にも「コートディヴォワールにおける被選挙資格、国籍、市民権、制度改革」と題するセミナーを、ベディエの政治団体である「ベディエ国民サークル」(Cercle National Bédié, 略称CNB)の協賛を受けて開催した。このセミナーではベディエが開会演説を行った。このセミナーの議事録も刊行されている[Niamkey-Koffi 1999]。このセミナーの主催責任者であるニヤムキィ=コフィ

(Robert Niamkey-Koffi, ココディ大学法学部教授) は今日に至るまで「イヴォワリテ」理論の中心的な論客である。

(注3) 最新の統計によれば、全人口に占めるキリスト教徒の割合は27.5%, イスラム教徒が38.7%, 「アニミスト」が17%である。また在住外国人だけに限ると75%がイスラム教徒である [République de Côte d'Ivoire 1998]。

(注4) 「アカン系」(Akan) は東南部一帯を祖地とするバウレ (Baoulé) やアニ (Agni) といった諸部族を包摂する概念であり, 言語学的・人類学的な分類であると同時に, コートディヴォワール社会で広く共有されている人間分節の概念である。ウフエ, ペディエともアカンである。

(注5) 「預言の自己実現」とは, ルマルシャン (Lemarchand) がブルンジにおけるエスニック対立の形成過程の分析に用いた概念であり, 相争う政治勢力の間でのエスニシティを参照した言説レベルでの対立が, 現実の暴力行使へと発展していくプロセスを指す [Lemarchand 1994]。ルマルシャンの議論については, 佐藤 (2000a) および Sato (2000) を参照のこと。

(注6) クーデターの経緯については, 佐藤 (2000b) を参照のこと。ちなみに, このクーデターに関しては, その手際の良さから事前の綿密な計画に基づいたものだと当初みられていた (筆者も佐藤 (2000c) でこの見解を支持した) が, その後明らかになった事実から, 計画性は低かったとみられている。この点については, 佐藤 (2002) を参照のこと。

(注7) 他に進歩社会主義党 (Parti pour le progrès et le socialisme, 略称 PPS), アフリカ再生党 (Parti africain pour la renaissance, 略称 PARI) という2つの小政党からも入閣した。

(注8) ちなみに, RDR は, 大統領の被選挙資格に関する条項に抗議しながらも, 「円滑な民政移管の実現のため」という理由で, 国民投票では「賛成」の立場に回った。しかし, RDR は後に, ワタラが正当な被選挙資格を持つという従来の主張と並行して, 「憲法改正」を要求として掲げるようになる。これは国民投票時の立場とも食い違ひし, ワタラが正当な被

選挙資格を持つという主張とも矛盾する。このような一貫性の乱れは, 裏を返せば, 「ワタラが立候補できさえすれば, 条件や手段は問わない」という姿勢の現われであろう。

(注9) 第二共和制憲法には, 公布後6カ月以内 (2001年1月31日が期限) に国民議会を発足させることが明記されていた。

(注10) 2000年10月の暫定内閣と2001年1月の内閣には, 第三の政党としてコートディヴォワール労働者党 (Parti ivoirien des travailleurs, 略称 PIT) も参加した。PDCI, FPI, RDR, PIT の4党は, 2000年8月の首都ヤムスコロでの会談で, 民政移管後に挙国一致内閣を組織する政治協定を結んでいた。

(注11) ゲイは, 失踪当初, 外国 (リベリアあるいはトーゴ) への逃亡が噂されていたが, 再入国の許可権限を当局に握られる (実際ペディエとワタラはこの件で政権と繰り返し折衝しなければならなかった) のを怖れて, 国内に留まったのであろう。「ゲイ・ランド」は一種の治外法権領域の様相を呈しており, 亡命生活と呼ぶのはあながち誇張ではない。

(注12) 「1963年の陰謀」とは, 「政権転覆計画」を口実としたウフエによる党内粛清のことで, 4名の閣僚を筆頭に129人が逮捕された。Gbagbo (1983, 32-37) に詳しい。この事件はウフエ側の工作だったと言われている。

(注13) バボが第二共和制の正統性の問題に強い関心を抱いていることは, 大統領選挙時の言動からもうかがえる。バボは, 前述のとおり人権侵害による死者を多数出した2000年10月の選挙後暴動に関して, 「独裁者を追放した市民の蜂起」と位置づけていた。これはその数週間前にユーゴスラヴィアで起こったミロシェビッチ失脚劇に関する「市民革命」の言説を忠実になぞったものであり, 現に, コートディヴォワールの事件は, 事情によく通じていない国際プレスによって, 「市民革命がまた起こった」というニュアンスで報道された。選挙そのものの正統性が薄弱であっただけに, このような報道はバボにとっては好都合であっただろう。

(注14) 総裁団が示した参加資格の分類項目の詳細については, 佐藤 (2001b) を参照のこと。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 佐藤章 1995. 「『基層イヴォワリアン』をめぐって——コートディヴォワール新選挙法の提起するもの——」『アフリカレポート』第21号(9月):14-17.
- 2000a. 「1960年代ブルンジにおけるエスニシティーの意味——権力闘争における見なしと具象化——」武内進一編『現代アフリカの紛争——歴史と主体——』日本貿易振興会アジア経済研究所183-243.
- 2000b. 「コートディヴォワールのクーデター」『アフリカレポート』第30号(3月):29-34.
- 2000c. 「コートディヴォワールの政治危機——争点なき多党制の閉塞——」『アジア研ワールドトレンド』第61号(10月):34-41.
- 2001a. 「第二共和制の不安な船出——コートディヴォワールにおける民政移管と排外主義——」『アフリカレポート』第32号(3月):3-8.
- 2001b. 「コートディヴォワール——『病める地域大国』の政治課題——」『アジア研ワールドトレンド』第75号(12月):42-45.
- 2002 「『巨大な啞者』の反乱——コートディヴォワールの軍隊改革——」『アフリカレポート』第34号(3月):42-47.

〈外国語文献〉

- Gbagbo, L. 1983. *Cote d'Ivoire: Pour une alternative democratique*. Paris: l'Harmattan.

Lemarchand, R. 1994. *Burundi: Ethnocide as Discourse and Practice*. First edition. New York: Woodrow Wilson Center Press & Cambridge University Press.

Niamkey - Koffi, R.(dir.) 1999. *Réforme institutionnelles en Côte d'Ivoire: La question de l'éligibilité*. Abidjan: Presses universitaires de Côte d'Ivoire.

République de Côte d'Ivoire 1998. *Annuaire statistique, économique, financier et social 98/99*.

Revue de la CURDIPHE 1996 No.1(Octobre). "L'Ivoirité: ou l'esprit du nouveau contrat social du Président Henri Konan Bédié" (Actes du forum CURDIPHE du 20 au 23 mars 1996). Abidjan: Presses universitaires de Côte d'Ivoire.

Sato, A. 2000. "Lemarchand's Self-Fulfilling Prophecy Reconsidered." In *Conflict and Ethnicity in Central Africa*. ed. D. Goyvaerts. 287-298. Tokyo: Institute for the Languages and Cultures in Asia and Africa (ILCAA).

〈定期刊行物〉

- Fraternité Matin* (日刊紙).
- Notre Voie* (日刊紙).
- Le Patriote* (日刊紙).
- Le Jour* (日刊紙).

(アジア経済研究所在アビジャン海外派遣員)

付 録「和解のための国民フォーラム」総裁団による大統領に対する勧告決議（2001年12月13日公表）全訳

決議1 第二共和制について

- 一 2001年8月1日公布の憲法ならびに選挙法は、2001年7月23日の国民投票によって、コートディヴォワール人民の86%以上の承認を受けたものであること、
- 一 いくつかの政党によって大統領選挙と国民議会議員選挙の結果に異議が申し立てられており、選挙結果の取り消しならびに憲法の一部条項の改定が要求されていること、
- 一 現下の危機的情勢においては、これらの選挙の適法性に関する異議、公権力の正統性に対する異議、憲法の即時改定といった事柄は、その性格において、新たな社会的緊張と政治不安を誘発し、経済復興を妨げるものであること、

以上の諸点に鑑みて、総裁団は次の通り勧告する。

- 1 法律家委員会を創設して憲法条項の検討調整に当たらせ、基本法たる憲法をより包括的なものたらしめること、
- 2 総選挙のすべての結果を受諾し、この選挙によって誕生した公権力の正統性を確かなものとして認めることによって、共和国制度の基盤と恒久的な社会的平和を確立すべきであること。

決議2 治安について

- 一 生命と財産の安全が脅かされる状況が全土において深刻であること、
- 一 この深刻な脅威とは、不当逮捕、日常的な威嚇と侮辱行為、都市・農村・国境地域における盗賊行為によってもたらされており、このために、住民は恐怖感と不信感にさい

なまれていること、

- 一 この脅威を排除するためには、犯罪行為を抑止・鎮圧する一連の適切な措置が整えられ、国民と在住外国人が一体となった闘争が展開されるべきであること、

以上の諸点に鑑みて、総裁団は以下の措置を講ずることを提案する。

- 1 治安部隊と軍隊を物的人的に増強すること、
- 2 治安部隊と軍隊の協力関係を強化すること、
- 3 国境警備を強化すること、
- 4 啓発・広報活動を強化し、盗賊行為・犯罪行為の撲滅運動への住民の積極的な参加を図ること、
- 5 信頼性の保証された登記・登録制度の創設、
- 6 治安部隊・軍隊による違法行為を、いかなる情状をも排して、厳しく取り締まること、
- 7 警察官に対する警察活動（la police des polices）の強化と、その調査結果の公表。

決議3 司法について

- 一 公共サービスの利用者が、司法に関して、行政権からの独立性、長期間を要する訴訟手続き、判決の公平性に関して強い不満を表明していること、
- 一 フォーラムの公開セッションにおける判事代表の弁論によれば、非難の的となっている機能不全は確かに存在しており、その根源は司法人材の不足と物的・制度的手段の欠如にあるということ、
- 一 このような機能不全はすでに第一共和制期に始まり、第二共和制下でも引き続き存続しているものであり、この結果として、司法は個人的・集団的自由および生命と財産を保障する能力に欠けているという認識が広まっていること、
- 一 行政権と立法権に対する司法権の独立は第二共和制憲法の謳うところであり、司法権における諸問題を速やかに解決し、公共サ

ービス利用者の信頼回復と、自由と安全の守護者たる法治国家の建設に向けて邁進するべきであること、

- 一 問題解決のためには司法の運営に携わるすべての当事者の努力が必要であること、

以上の諸点に鑑みて、総裁団は次の通り提案する。

- 1 技術的・公共的・倫理的側面を具備した質の高い養成課程を、専門的教育機関において提供し、司法人材の能力向上を図ること、
- 2 司法業務に必要な物資の近代化を図ること、
- 3 司法サービス利用者は司法権とその従事者に敬意を払い、情実を得るための腐敗行為や反道徳的行為を厳に慎まねばならないこと、
- 4 憲法の規定に従い、公的私的権力および金権から名実ともに独立した司法権を確立すること、
- 5 司法権の過度の介入および濫用を統制するための必要な措置を策定し、実行すること。

決議 4 アラサン・ドラマン・ワタラ氏の国籍について

- 一 今日のコートディヴォワールを苛む政治的社会的断裂の根本的な原因は、アラサン・ドラマン・ワタラ氏の国籍をめぐる論争にあること、
- 一 この断裂が長続きすれば、国民の一体性はもとより、社会経済的發展と国民の将来もが危機に晒されうること、
- 一 この災厄を追い払うには、アラサン・ドラマン・ワタラ氏のコートディヴォワール国籍をめぐる紛争に決着をつけることが必要であると、フォーラムの参加者が一致して認めたこと、
- 一 立場を異にするすべての参加者によって示されたこの総意に応えるために、現行法令を参照すべきであり、とりわけコートディ

ヴォワール国籍法である1961年11月14日制定第61-41号法と、同法の修正法である1972年12月21日制定第72-852法が重要であること、

- 一 標記法令の定めるところにより、必要条件を満たす者に対するコートディヴォワール国籍証の発行権限および国籍に関する問題の裁判権はすべて司法当局に委任されているものであること、
- 一 以上の権限と公共の秩序に照らして、具体的な一個人の国籍を与奪する権限は、フォーラムにも、特別の調査委員会に類するものにも委任され得ないこと、
- 一 2001年12月1日の演説においてアラサン・ドラマン・ワタラ氏が、彼の両親に関する書類を根拠として自らがコートディヴォワール国籍を主張したこと、
- 一 この日の演説の最中にアラサン・ドラマン・ワタラ氏は、自らのコートディヴォワール人たる資格を証明するためのものとして複数の書類を総裁団に寄託したこと、

以上の諸点に鑑み、総裁団は以下の通り申し述べる。

- 1 共和連合（RDR）党首ワタラ氏から以下の書類を受領したことを宣言する。
 - ・彼の母方祖父エル・ハジ・ブライマ・シッセ（El Hadj Brahim Cissé）のパスポート
 - ・ワタラ氏本人のコートディヴォワール政府発行の外交パスポート
 - ・ワタラ氏がコートディヴォワール市民としての資格を持つことを示す、コートディヴォワール共和国の過去の記念サイン帳
これらすべての受領書類は執達吏によって封印されている。
- 2 フォーラム総裁団は、これら提出書類に鑑み、この問題を担当する司法当局に対し、現行法令の規定に基づきアラサン・ドラマン・ワタラ氏に国籍証明書を発行すること

を、国民の名において勧告する。

決議5 国民の生活状況について

- 一 生活費負担の増加とインフレによって国民の購買力は低下の一途をたどっていること、
- 一 都市・農村を問わぬ貧困の極みによって、教育・保健医療・住居を享受する機会を剝奪される人々が増え続けていること、
- 一 学位取得者ですら最初の就職口を見つけれないという若年層の深刻な失業、
- 一 治安の悪化によってコートディヴォワール国民が恐怖と不信のまっただ中におかれていること、
- 一 国民生活が経済的にも社会的にも悪化していることに加えて、公共サービスの利用者と行政の関係も悪化しており、その結果として、すべての国民に対する公平な公共サービスの提供という根本原則がむしばまれ、諸手続きにおける官僚主義の鈍重、腐敗、血縁・部族・党派性に基づいた縁故主義が蔓延していること、
- 一 公共の秩序と治安を維持する活動において、治安部隊がしばしば威嚇や侮辱や下劣な行為を行っていること、
- 一 社会経済的側面と公的自由ならびに人権擁護の側面の両面から、市民の生活状況が改善されなければならないこと、

以上の諸点に鑑み、総裁団は以下の措置を勧告する。

- 1 インフレ抑制と生活費負担の軽減のための有効な管理体制の構築と、日常の用に供される基本的な商品・サービス（水・電気・電話・食品）の価格管理のために見直しの交渉を行うこと、
- 2 貧困と腐敗撲滅のための有効かつ体系的な政策の実施、
- 3 社会的部門（保健・学校）への投資の増加、
- 4 社会的疎外の撲滅、なかでも、身体障害者

の生産活動への統合策と低学歴者・失業者のための雇用創出策の策定、

- 5 治安部隊に対して、その職務遂行に際して、人権と個人の尊厳を尊重するよう徹底すること。

決議6 土地問題について

- 一 土地紛争の激増により、社会平和と国家の安定が継続的に脅かされていること、
- 一 土地紛争の防止・調停のために、コートディヴォワール立法府は、当事者に対する調査に基づき、農村部の所有地に関する法を1998年12月23日付で、すべての政党の賛成のもとに成立させていること、
- 一 この法律によって、農村部の土地の所有・譲渡・相続ならびに農村部の土地の有効活用に関する体系が定められ、その体系は今日なお有効であること、
- 一 同法の有効性が認められる一方で、同法の即時適用によって得られる効果を疑問視する観点から、同法の適用の延期を求める意見がフォーラムにおいて提起されたこと、
- 一 同法の実施に関する暫定的な総括において、法を有効に機能させるための戦略の欠如と、同法の施行細目を定めた政令の整備の遅れが指摘されていること、
- 一 法に謳われた所期の効果と、土地紛争の防止・調停という目的を実現すべく、機能不全を解消することが急務であること、

以上の諸点に鑑み、総裁団は以下の通り勧告する。

- 1 政府は農地問題にとり組む全国レベルの委員会を設立すること、
- 2 政府は、旧来の住民と移住してきた住民の双方を対象に、農村部の土地をめぐる法規定を周知すべく、公報・啓発キャンペーンを実施すること、
- 3 政府は、法施行のための政令の制定によつ

て、土地所有権と占有権に関する規定を整備すること、とりわけ、占有権に関しては占有者の労働に対する適切な報酬についても定めること。

決議7 学校について

- 一 学校教育・大学教育の状況が物的、倫理的に悪化していること、
- 一 我が国の学校・大学の教育課程において、教師の質と学生・生徒の学力が低下していること、
- 一 このような状況の悪化は客観的に認識できるものであり、この結果、学生・生徒が保護者・学校・教育者の権威を軽んじ、問題解決のために言葉の暴力、肉体的な暴力に訴える傾向を強めていること、
- 一 経済危機によって大学卒業者の失業が深刻化していることが、学ぶ意欲を失わせる原因のひとつとなっていること、
- 一 学校が直面する問題を十分に認識した上で、国は様々な対話の機会や改革策を導入してきたが、学校を危機から救い出すには至っていないこと、
- 一 このような不首尾に挫け、我が国に有用な人材を提供し続けてきたかねてよりの人材育成システムが衰退するのをみすみす見守るわけにはいかないこと、
- 一 我が国の人材育成システムの改革においては、競争原理と優秀さの追究を要とするグローバル化への適応は不可避の要請であり、学校のすべての当事者は、行動様式の再検討と調整を求められていること、

以上の諸点に鑑みて、総裁団は以下の通り勧告する。

- 1 解決策提言のための、学校危機を考える週間の創設、
- 2 時代に適応した学校作りを行うこと、
- 3 もっとも優先順位の高い分野から、最新の

- 情報・通信技術を学校教育に導入すること、
- 4 有効な教育制度を構築すべく、学校の受入能力と人材育成能力を増進させること、
- 5 科学技術教育を充実させること、
- 6 教育人材のリクルートシステムの改善と教員の地位向上を図ること、
- 7 経済界の需要に応える適切な OJT システムと中堅・上級職員向けの教育を充実させること、
- 8 業績・実力主義の倫理に基づいた人材育成・教育システムを構築すること。

決議8 移民について

- 一 コートディヴォワールの従来の政策慣行によって領土内への外国人の移住が促進され、今日では人口の26%と推計される巨大な外国人コミュニティが形成されていること、
- 一 外国人とコートディヴォワール国民の調和のとれた共生は、目下国民が直面する危機を念頭においたとしても、決して放棄されるべきでない必要事であること、
- 一 共生という課題が今後コートディヴォワールが直面する問題の解決のために策定される移民政策と矛盾しない限りにおいて、コートディヴォワール領土に居住する外国人の生活条件に真摯なる敬意が払われるべきであること、
- 一 フォーラムにおける国内、国外双方の代表者の発言によって、新政策に向けた提言が行われたこと、

以上の諸点に鑑み、総裁団は次の通り勧告する。

- 1 流入者数を社会的に受け入れられる水準に保つこと、
- 2 居住者の登録・身分証明制度に関する改革を早急に実施すること、
- 3 信頼性の高い新しい国民身分証の発行システムを構築すること、同時に滞在許可証・西アフリカ諸国経済共同体 (CEDEAO)

通行証も刷新すること、

- 4 手続きの煩雑さや不満を解消するために、領土内の居住者の身分証明書類の管理を厳格なものとする、
- 5 一定期間居住した移民に対する現行の国籍付与システムについて再検討を行い、必要であれば、国籍法の改定を行うこと、
- 6 所轄の係官は帰化申請を迅速に処理すること、
- 7 実効性のある権限を備えた、移民とその統合に携わる高等弁務官を創設すること。

決議9 クーデターの非難

- 一 法制度、政治、経済、社会のあらゆる側面において、クーデターが国民生活にもたらす災厄ははかりしれないほど重大であること、
- 一 法に拠らない統治とは、崩壊する定めにある絶対主義に他ならず、そこでは対話が抹殺され、市民に対する強制と隷属化によってしか存続し得ないものであること、
- 一 クーデター、武力紛争、内戦、国家の機能不全、分離独立およびその企てといった極限状況は、反対勢力を国家の機構的歯車にかみ合わせる能力の欠如あるいはその拒否、または問題解決における優柔不断さなどによって招かれるものであること、
- 一 正統性と法とに根を張らない政権は、民主的な政権交代の可能性を遠ざけることによって、法によらない権力の奪取を促進するのだということ、
- 一 民主的政権の正統性の源泉は普通選挙にあること、
- 一 誠実で透明な選挙によって誕生した民主的政権は、間違いなく人民の同意を得たものであるが、同時にその権限と存続期間は制限されていること、
- 一 正統な政権は、政治的社会的な諸勢力の法的な存在を認めるものであり、これら諸勢力の活動と主張によってこそ国家の透明な

運営が可能になること、

- 一 政治的社会的な危機下においては、社会との断絶によって、国家は、市民の安全と福祉を保障する能力を失い、民主主義の弱体化を招くということ、
- 一 民主的権力の基礎は理性と法であること、

以上の諸点に鑑み、総裁団は次の通り宣言する。

- 1 すべてのクーデターならびに法的根拠のない権力の篡奪行為を非難する。
- 2 透明かつ誠実な普通選挙により選出された政権への全面的な支持を誓う。正統性こそが政権の一貫性と安定性を保障する。
- 3 軍隊・治安部隊は政治権力に従属するべし。
- 4 あらゆる政治勢力は、共和国という社会協約 (pacte social) を支持し、真の法治国家たるコートディヴォワールの建設に参画すべし。

決議10 社会・経済情勢に関する法的手続きについて

- 一 政治的社会的危機の諸事件によって、人身と財産に対するあらゆる形態の損害がもたらされ、死者が発生したこと、
- 一 これら一連の悲惨で不幸な事件を受けて、裁判所と軍事法廷において、違法行為の直接間接の容疑者に対する裁判が行われ、故意ないし過失による犯罪行為が取り調べられたこと、
- 一 熱心に遂行されたこれらの裁判の判決は様々であったこと、
- 一 不起訴、免訴、有罪の判決で結審したいくつかの裁判について、世論がその判決を納得していないものがあること、
- 一 とりわけ問題となっているのは、いわゆる「ヨブゴンの死体の山」事件であり、この事件の犯人は現在なお特定できていないこと、
- 一 結審していない案件の進展は緩慢であり、

真相究明に必要とされる時間的限度を超えて、権利と自由を侵害するまでに至っていること、

- 一 憲法に謳われた正義の体現者である独立した司法権は、真の主権者である人民の名において、国民和解に貢献しなくてはならないこと、
- 一 司法権による貢献は根本原則と運用規定に則って行われなければならないが、同時に、社会的政治的情勢に伴う要請と期待にも応えるものでなければならないこと、

以上の諸点に鑑み、総裁団は、司法に対し次の通り謹んで勧告する。

- 1 法の厳格な尊重に基づき、社会的政治的諸事件に関する係争中の裁判を速やかに処理すること、
- 2 犯人の特定と国民への真相解明のために、新たに判明した事実に基づき、ヨブゴン事件の再審可能性を検討すること。

決議11 挙国一致内閣 (gouvernement d'union nationale) について

- 一 1999年12月24日のクーデターを契機に社会が相次いで対立に見舞われたこと、軍事政権期に数々の不満と人権侵害が経験されたこと、2000年10月と2001年1月の事件において政治暴力が発生したこと、
- 一 2000年8月10日に協商諸国元首の列席のもとにヤムスクロで開催された会談において、主要政党 (PDCI, FPI, RDR, PIT) は、2000年10月の選挙以降に決定的かつ恒久的な危機解決策を模索することで合意したこと、
- 一 危機は、経済の復興と近代化ならびに地域間格差の解消に多大な悪影響を及ぼしていること、
- 一 政治的・エスニック的・宗教的な対立によって、国民の一体性は恒常的に脅威に晒さ

れ、脆弱化させられていること、

- 一 国民和解フォーラムにおいて、現政府に参加していない主要政党があることは遺憾だとする意見が過半数を占めたこと、
- 一 フォーラム参加者の過半数が、関係するすべての政党の政権参加が望ましいと考えたこと、
- 一 協調、相互理解、友愛、寛容こそが、コートディヴォワールの強靱さ、一体性、平和、結束、非宗教性、民主主義、繁栄を支える礎石であること、

以上の諸点に鑑みて、総裁団は次の通り勧告する。

- 1 すべての重要な政治勢力と市民社会が参加する挙国一致内閣を発足させること。

決議12 赦しと恩赦

- 一 サンウィ (Sanwi) およびゲビエ (Guébié) の事件ならびに1963年と1973年の謀略を筆頭に、第一共和制の建設過程とその治世において、幾多の社会的政治的事件が発生したこと^(注)、
- 一 また社会的政治的事件は、1999年12月24日のクーデター、2000年7月4日、5日の兵士反乱、2000年9月18日、19日の兵士による武力行使に際しても発生したこと、
- 一 政治的社会的事件は第二共和制の発足過程においても発生したこと、とりわけ、大統領選挙結果をめぐる2000年10月24日、25日、26日の事件、2000年12月4日の抗議行動、2001年1月7日、8日の軍隊による武力行使があったこと、
- 一 第一共和制、軍事政権、第二共和制期における諸事件は、領土内に居住する人間と国家に対する幾多の犯罪行為を引き起こしたこと、
- 一 フォーラムの聴聞において公式非公式に提起された証言は、コートディヴォワール国

民に対して、今日なお遺族を苦しめる悲劇的な死のおぞましさと、国民・在住外国人(non-nationaux)をとわず直接間接に経験された肉体的精神的な深い痛みとを、おのおのの記憶、我々の記憶に深くとどめるよう要請していること、

- 一 上記の犯罪行為の首謀者と直接間接の共謀者を処罰することは正当なる要請であること、
- 一 同様に上記の犯罪行為の被害者は、自らが被った損害の補償を求める正当な権利を持つこと、
- 一 他方、首謀者・共謀者の追及と処罰ならびに犠牲者に対する補償は間違いなく正当な営為であるが、同時にこの営為は、不和を我が国の次世代に引き継ぐ性格をも持つものであり、すべての国民が望む国民和解を妨げうるものでもあること、
- 一 幾多の死者と傷とを超えて、今日ずたずたに切り裂かれた社会の衣を編み直し、理性と情との新たな調和を追究していくために、コートディヴォワール人民には、我々の社会と信仰とが教える赦しの文化を身につけることが求められていること、
- 一 要請されたものであれ自発的なものであれ、赦しとは、被疑者特定可能な犯罪行為に対する私的報復、公的な処罰、補償の要求を放棄することに他ならないこと、
- 一 真の国民和解のために、赦しは、個人、社会、国家のそれぞれにおいて実現されなければならないこと、

以上の諸点に鑑みて総裁団は次の通り勧告する。

- 1 いかなる形であれ過ちと損害をもたらした罪のある行為を行った者は、世間が周知しているか否かを問わず、公開の場において犠牲者に謝罪し、赦しを求めよ。
- 2 第一共和制、軍事政権期、第二共和制の諸事件の犠牲者は、災厄をもたらしたすべての首謀者と共謀者に対して、世間に周知さ

- れていない者も含めて、すべて赦しを与えよ。
- 3 国民共同体を構成するすべての機構と結社(政党、信徒、非政府組織、伝統的首長)は、第一共和制、軍事政権期、第二共和制のすべての事件に関する実際の関与と疑われる関与の双方について赦しあうこと。
- 4 国家は、社会平和の精神に基づき、上述したすべての事件に係る違反行為を赦すこと、また、公開謝罪し国民の慈悲を求める違反行為の首謀者・共謀者に対する赦しの証として、現行法に基づき、議会特赦・大統領恩赦をはじめとする適正な措置を講ずること。

(注) サンウィ (Sanwi) とは、コートディヴォワール東南部国境地帯アニ (Agni) 族の王国のことで、19世紀にフランスと結んだ保護領条約を根拠として、コートディヴォワール独立前後期に分離独立運動を行った。1960年に400人あまりの逮捕者、1969年にも600人の逮捕者を出した。ゲビエ (Guébié) の事件とは、1970年にコートディヴォワール西部のガニョア (Gagnoa) で行われた、非合法政党に対するウフエ=ボワニ政権による武力鎮圧事件を指す。真相は明らかにされていないが、一説には3000人余りが鎮圧の際に殺害されたと言われる。「1963年の謀略」は本文注(12)を参照。1973年の謀略とは、「国家転覆計画」容疑で若手将校12人が逮捕された事件を言う。

決議13 大統領を含む三権の長の地位

- 一 共和国大統領ならびに三権の長の職務に関する憲法に定められた規定を参照すべきこと、
- 一 自らの職務を十全に果たすこれら最高指導者たちは、国家の名において公費で遂行する活動、権限、責任の対価として一定の報酬と特典を享受する権限を持つこと、
- 一 その任を離れた後も、彼らに対して報酬と特権を授与することが必要であること、

- 一 退任後の指導者に対する現行の報酬・特権授与のあり方は、第一共和制期から引き継いだ慣行的なものであるので、新憲法と民主主義という状況にかなうよう調整される必要があること、
- 一 この調整は、これらの人物に対する庇護と、共和国の透明性ならびに公共性とを第一義において行われるべきであること、

以上のことに鑑みて、総裁団は次の通り勧告する。

- 1 以下の事項を定める法を起草し、採択すること。
 - ・現職の共和国大統領ならびに三権の長の職務に関する、待遇、手当、特権
 - ・退任した共和国大統領ならびに三権の長に対する、終身年金、労災年金ならびに特権

決議14 国民の一体性と社会の結束

- 一 コートディヴォワールの恒久平和のために、国民の一体性と社会の結束が喫緊の課題であること、
- 一 コートディヴォワールとは、非宗教性と社会性と民主主義を旨とする不可分の共和国に体现された国家空間における、平和的に共存するエトニー (ethnie) のモザイクであること、
- 一 フォーラムにおける政治活動家、宗教者、その他すべての証言者と証人の発言において明らかにされたとおり、我が国が体験した紛争とは、文化・信仰・政治信条の総意に対する不寛容と無理解によって培養されたものであること、
- 一 コートディヴォワールの報道関係者は、そ

- ・の職業倫理に基づき、真の国民和解を実現するために、国民の一体性と社会の結束という課題をつよく自覚し、誠実で掘り下げた情報を提供することで、国民の寛容さを養い、相違への権利の尊重と社会的対話を促進すること、
- 一 紛争は、憎悪、不平等、不正義、その他の不満という土壌の上にはびこるものであること、
- 一 コートディヴォワール国民の大勢は、民主主義に基づく文化的価値観、透明性、効率性、賞罰、義務と責任の自覚の上に成り立つよき統治という根本理念に、より一層の忠誠を誓っていること、
- 一 平和とは、個人的集団的な国益の尊重、他人の意見に辛抱強く耳を傾け、お互いの相違を許しあう能力と同義であり、これなくしては、国民和解のプロセスは水泡に帰すであろうこと、
- 一 国民和解とは、持続することによってはじめて成り立つ、根気の要る仕事の実現であること、

以上の諸点に鑑み、総裁団は次の通り述べる。

- 1 政治勢力・市民社会・宗教界は、我が国の共同共通のヴィジョンの追究において、我が国の持つ物的・倫理的・精神的価値から国民の一体性と結束の源を汲み出すべきこと、
- 2 対話と紛争調停のための制度を共和国に設けること、
- 3 四大政治家に改めて深甚なる謝意を表明し、新たなる共和国の社会協約を完成に導くべく、定期的な会談を通して、対話と協調の努力をたゆみなく続けるよう要請する。